

「保育所等関連状況取りまとめ」（抜粋）



Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 2 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長 補佐 川岸 直樹（内線 7923）

待機児童対策係長 久保 拓也（内線 7929）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2542

「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 28 年 4 月 1 日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているものです。昨年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業*（うち 2 号・3 号認定）の数値を含みます。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

○保育所等定員は263万人（前年比10万3千人の増加）

○保育所等を利用する児童の数は246万人（前年比8万5千人の増加）

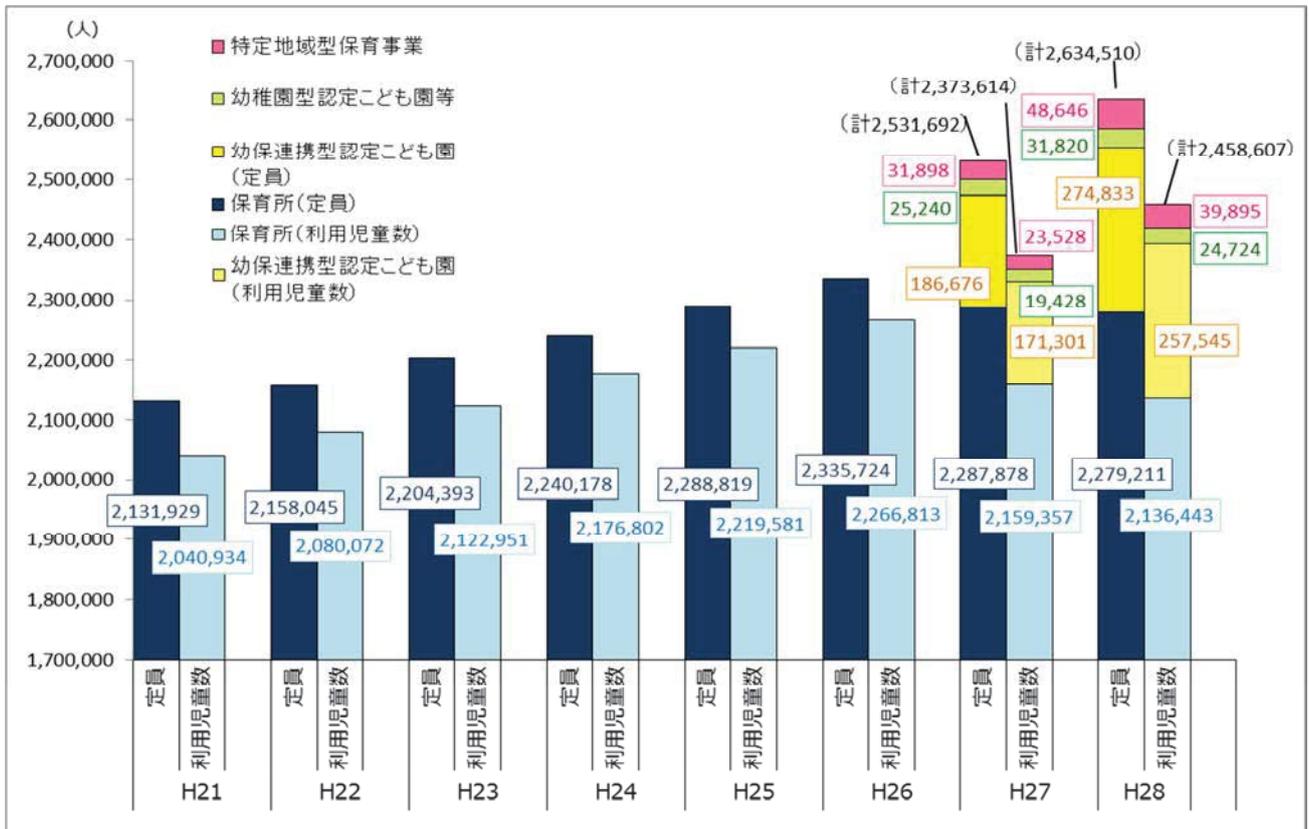
○待機児童数は23,553人で前年比386人の増加

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から12増加して386市区町村。
- ・待機児童が100人以上増加したのは、岡山市（595人増）、高松市（192人増）、中央区（144人増）など10市区。待機児童が100人以上減少したのは、船橋市（422人減）、熊本市（397人減）、仙台市（206人減）などの12市区。

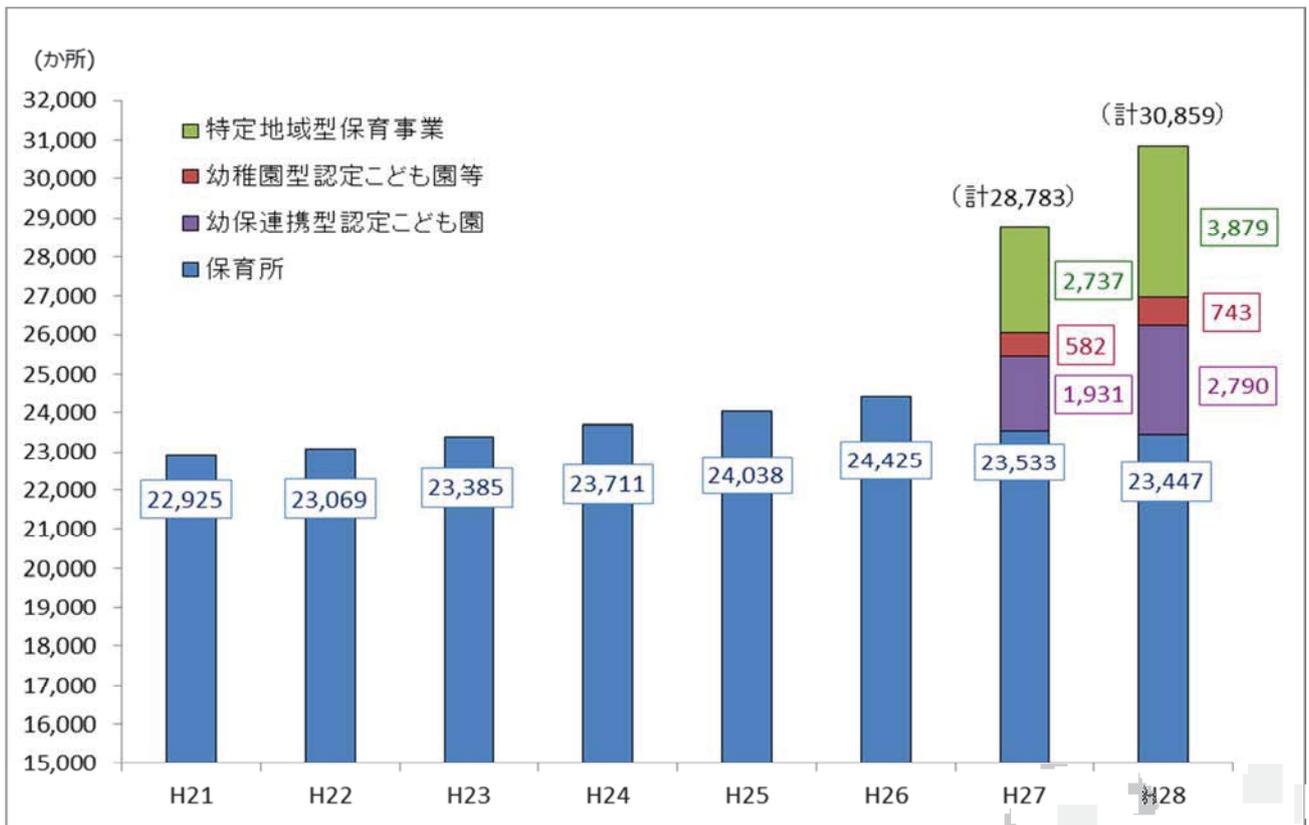
* 特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園
 特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

1. 保育所等利用児童数等の状況

(保育所等定員数及び利用児童数の推移)



(保育所等数の推移)



(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)



【表1】 保育所等の定員・利用児童数等の状況

	保育所等数	定員	利用児童数	定員充足率
平成26年	24,425か所	2,335,724人	2,266,813人	97.0%
平成27年	28,783か所	2,531,692人	2,373,614人	93.8%
	保育所等 25,464か所	保育所等 2,474,554人	保育所等 2,330,658人	
	幼稚園型認定こども園等 582か所	幼稚園型認定こども園等 25,240人	幼稚園型認定こども園等 19,428人	
	地域型保育事業 2,737か所	地域型保育事業 31,898人	地域型保育事業 23,528人	
平成28年	30,859か所	2,634,510人	2,458,607人	93.3%
	保育所等 26,237か所	保育所等 2,554,044人	保育所等 2,393,988人	
	幼稚園型認定こども園等 743か所	幼稚園型認定こども園等 31,820人	幼稚園型認定こども園等 24,724人	
	地域型保育事業 3,879か所	地域型保育事業 48,646人	地域型保育事業 39,895人	

(注) 平成26年は、保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)のみの数値。

① 施設数

保育所等数は30,859か所で、平成27年と比べて2,076か所(7.2%)の増。

② 定員

保育所等の定員は2,634,510人で、平成27年と比べて102,818人(4.1%)の増。

③ 保育所等利用児童数

保育所等を利用する児童の数は2,458,607人で、平成27年と比べて84,993人(3.6%)の増。

④ 定員充足率

定員充足率(利用児童数÷定員)は93.3%で、平成27年と比べて0.5%の減。

[表2] 年齢区分別の保育所等利用児童の割合（保育所等利用率）

	平成28年4月	平成27年4月
3歳未満児(0～2歳)	975,056人 (32.4%)	920,840人 (29.7%)
うち0歳児	137,107人 (14.2%)	127,562人 (12.5%)
うち1・2歳児	837,949人 (41.1%)	793,278人 (38.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (47.0%)	1,452,774人 (46.0%)
全年齢児計	2,458,607人 (39.9%)	2,373,614人 (37.9%)

(保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

[参考] 年齢区分別の就学前児童数

	平成28年4月 (注1)	平成27年4月 (注2)
3歳未満児(0～2歳)	3,006,100人	3,103,000人
うち0歳児	967,100人	1,020,000人
うち1・2歳児	2,039,000人	2,083,000人
3歳以上児	3,156,200人	3,155,000人
全年齢児計	6,162,300人	6,258,000人

(注1) 平成27年国勢調査(速報集計)

(注2) 人口推計年報(平成26年10月1日)

○ 保育所等利用率

就学前児童の保育所等利用率は39.9%。うち、3歳未満児は32.4%、中でも1・2歳児は41.1%。

2. 保育所待機児童数の状況

	28年4月1日 (A)	27年4月1日 (B)	差引 (A - B)
待機児童数	23,553人	23,167人	386人

〔表3〕年齢区分別の利用児童数・待機児童数

	28年利用児童	28年待機児童
低年齢児(0～2歳)	975,056人 (39.7%)	20,446人 (86.8%)
うち0歳児	137,107人 (5.6%)	3,688人 (15.7%)
うち1・2歳児	837,949人 (34.1%)	16,758人 (71.1%)
3歳以上児	1,483,551人 (60.3%)	3,107人 (13.2%)
全年齢児計	2,458,607人 (100.0%)	23,553人 (100.0%)

(注)利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)。

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の86.8%を占める。

そのうち、特に1・2歳児(16,758人(71.1%))が多い。

〔表4〕待機児童数のある市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	65 (62)
50人以上100人未満	51 (52)
1人以上 50人未満	270 (260)
計	386 (374)

()は平成27年4月1日の数値

○ 待機児童のある市区町村数

待機児童がいる市区町村数は386(全市区町村の22.2%)で、前年から12の増。

待機児童が50人以上の市区町村は116で、前年から2の増。

待機児童が100人以上の市区町村は65で、前年から3の増。

〔表5〕 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,390,726人 (56.6%)	17,501人 (74.3%)
その他の道県	1,067,881人 (43.4%)	6,052人 (25.7%)
全国計	2,458,607人 (100.0%)	23,553人 (100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市の合計は17,501人（前年より418人増）で、全待機児童の74.3%（前年から0.6ポイント増）を占める。

（データ出典）

保育所等施設数、保育所等定員及び保育所等利用児童数

- ・・・22年以前、26年－福祉行政報告例（厚生労働省大臣官房統計情報部）
- ・・・23年～25年、27年～28年－厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業の施設数、定員及び利用児童数

- ・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・人口推計年報（総務省統計局（10月1日現在））、平成27年国勢調査

東日本大震災の影響による公表データの取扱について（平成23年4月のデータの取り扱いには注意が必要）

○ 東日本大震災の影響により、8市町^{※1}は平成23年4月の調査を実施できず、平成23年4月の結果は8市町分を除いて集計している。

○ 8市町の平成23年4月の結果は「0」として集計していることから、平成23年4月の結果と比べる際には単純にその増減を表しており、数値の補正は行っていない。

なお、平成24年4月以降の調査では8市町を含め、全市区町村から結果を得て集計している。

※1…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

（参考データ）

○ 平成22年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,210人、利用児童：2,000人、待機児童数：0人

○ 平成23年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,040人^{※2}

○ 平成24年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：1,430人、利用児童：1,195人、待機児童数：10人

※2…平成24年4月調査の際、平成23年4月の定員数のみ把握

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分 ⇒ 50万人分)。

◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)					(計 169,547人)

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちの**一部の整備を前倒し**)

○平成29年度当初予算案(前倒し分を除いた必要となる**保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分)**)

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成29年度末)
50万人分確保時の利用率

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)
50万人分確保時の利用率
1・2歳児 : 35.1% → 41.1% → 48.0%

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年) >

(注) 利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
 ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）

なっている。

次代を担う若者にこのような能力を身に付けさせるためには、学校制度全体を、従来からの組織や形式の観点からではなく、プログラム¹中心・具体的な成果中心の観点から見直すことが必要である。また、人間としての自らの責任を果たし、他者に配慮しつつ協調性を発揮できるための倫理的、社会的能力を身に付けられるようにするとともに、答えのない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修の方法や、想定外の困難に際して的確な判断力を発揮できるための教養、知識、経験を総合的に獲得することのできる教育方法を開発し、実践していくことが必要である。すなわち、成熟社会において職業生活や社会的自立に必要な能力を見定め、その能力を育成する上で初等教育、中等教育、高等教育それぞれの発達段階や教育段階において有効な知的活動や体験活動は何かという発想に基づき、それぞれの学校段階のプログラムを構築するとともに、教育方法を質的に転換することが求められている。

（迅速な改革の必要性）

第三は、迅速な改革の必要性である。前述のとおり、大学の教育研究に対する学生や社会の期待はますます大きくなっている。学生個人にとっても社会にとっても、学士課程教育の質的転換は喫緊の課題であり、言わば「待ったなし」の課題である。質的転換が遅れれば遅れるほど、これからの時代を生きる学生の人生と我が国の未来に負の影響が出かねない。各大学や文部科学省、地域社会や経済界等における関係者には、直ちにできることを速やかに行動に移すことが求められる。本審議会も、制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要がある課題については直ちに議論を進めることとしている。

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

（我が国の目指すべき社会像）

かつて我が国が工業社会として成長していた時代とは異なり、現在の我が国社会の特徴は、成熟社会、少子高齢化社会、知識基盤社会、グローバル社会などと表現され

*1 身に付けるべき能力を育成する課程。大学においては、修了者の能力証明として発展してきた学位を与える課程（「我が国の高等教育の将来像」平成17年1月28日中央教育審議会答申（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm））。

る。普及品の量産では、勃興する中国やインド、多くの新興国等に引き離される状況にある。価値やアイデアの革新（イノベーション）が世界各地で絶え間なく進む中で、我が国固有の付加価値を有する、製品、サービス、制度やシステムを時々刻々変化する状況を乗り越えて創出することが求められている。

アジア最大の成熟社会である我が国が更に発展するためには、学術研究や技術、文化や思想といった固有の知的な資源を重視するとともに、それらの維持、発展を担う人材を育成することが求められる。さらに、国内外の経済需要や活発な社会活動を掘り起こすことができるイノベーションを生むとともに、我が国の生み出した新たな価値を異なる文化的・言語的背景をもつ人々に発信し、海外において積極的、持続的な展開と浸透を図っていく必要がある。我が国の強みである優れた学術研究や技術、洗練された文化、若者の潜在力等を、思想や技術、経営、社会システムに至るパラダイム（認識や考え方の枠組み）の転換に活かすことが求められる。このような発展は、一部の経営者、起業家、研究者等によってのみ成し遂げられるものではない。イノベーションを生み出すアイデアや人材を支える公正で安定した社会、活力ある地域社会・経済、海外展開可能な製品やサービスを吟味できる成熟し開かれた国内市場の創出などが不可欠である。そのためには、国民一人一人が主体的な思考力や構想力を育み、想定外の困難に処する判断力の源泉となるよう教養、知識、経験を積むとともに、協調性と創造性を合わせ持つことのできるような大学教育への質的転換、また、少子高齢化社会等の中で誰もが必要な医療・介護・保育等を安心して受けられる社会システムの構築と維持、そのために必要な人材の育成などが必要である。

このように、我が国が目指すべきは、優れた知識やアイデアの積極的な活用によって発展するとともに、教育、医療・介護・保育等、人が人を支えるべき場において公正な仕組みがはたらく、安定的な成長を持続的に果たす成熟社会のモデルである。それは、本審議会が次期教育振興基本計画に向けて構想している「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」にほかならない。成熟社会にふさわしいモデルを提示・実現することにより、負の連鎖を正の連鎖に転換し閉塞感を打破していくことが求められている。

（成熟社会において求められる能力）

大学は、教育と研究を通じて、上に示唆したような学生の未来と社会の未来を創り出す、極めて重要な責務を担っている。

これから人材需要の増加が見込まれる分野は、現在においても短期高等教育を含め

た高等教育修了者が就業者の大きな割合を占めている^{*1}。また、製造業等においても、国内の生産拠点の海外移転等に伴って人材需要が高等教育修了者にシフトする傾向がある。したがって、本審議会は、学士課程答申と同様に、現在の大学進学率等の水準が過剰であるという立場をとらない。多くの国々において最近20年間に大学進学率も進学者数も上昇している中で、20年前には相対的に高かった我が国の大学進学率は、現在では経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均を下回っている^{*2}。さらに、主要国の中で我が国のみが、進学率は上昇しているものの進学者数が減少している^{*3}。また、社会人学生の入学割合がOECD加盟国の平均を大きく下回っている^{*4}とともに、全大学生に占める留学生の割合についても、世界全体の留学生数が拡大する中、減少している^{*5}。このような現実を踏まえれば、高等教育の規模を縮小することは、必要な数の労働力人口が確保できず、我が国の社会経済の停滞、萎縮につながるだけでなく、社会人に対する学び直しの場の提供や、様々な背景を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨き、グローバルな視点を養成するといった、大学が果たすべき役割を達成できなくなることにつながることを考える。

より重要な課題は、人材の質の確保である。大学を中心に社会全体で取り組むべき課題は、高等教育を通じて、5ページで述べたような成熟社会において求められる「学士力」の重要な要素を有する人材を確実に育成することである。「学士力」が土台となって、学術研究や技術、文化的な感性等に裏付けられた我が国固有のイノベーションを起こす能力、我が国が生み出した固有の価値を異なる文化的・言語的背景を持った人々に発信できる能力、異なる世代や異なる文化を持った相手の考え方や視点に配慮しつつ、意思疎通ができる能力など、未来社会の形成に寄与する力が育成される。

我が国の現在の状況に鑑みれば、グローバル化の加速する社会において活躍できる人材の育成の重要性が増していることは論を俟たない。政府のグローバル人材育成推進会議も、層の厚いグローバル人材が必要だと指摘しており^{*6}、その具体的な育成の目標と方策を示しているが、そのために高等教育が果たすべき役割は極めて大きい。グ

*1 平成23年3月の新卒就職者80万人のうち、大学院・大学・短期大学の卒業者は約45万人（約57%）（関連データ（p 49）参照）。

*2 大学進学率（2009年）は、日本の49%に対し、OECD平均は59%（関連データ（p 52）参照）。

*3 日本の高等教育進学者数は、約73万人（1990年）から約68万人（2009年）に減少（関連データ（p 52）参照）。

*4 日本の大学における社会人の入学者割合（推計）は約2%（2009年）に対し、社会人入学者が相当数含まれる25歳以上の入学者割合のOECD平均は約21%（2009年）と大きな開きがある（関連データ（p 53）参照）。

*5 全世界での留学生数は1990年の約130万人から2009年には約370万人まで増加。日本への留学生数は、2005年の約12万人から2009年には約13万人と人数は増加しているが、全世界の留学生全体に占める割合は4.1%から3.6%に減少している（関連データ（p 56）参照）。

*6 「グローバル人材育成戦略」平成24年6月4日グローバル人材育成推進会議（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/global/1206011matome.pdf>）（関連データ（p 56、57）参照）

ローバル人材の土台として重要なのは、我が国の歴史や文化に関する知識や認識、多元的な文化の受容性、あるいは前述のような認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力である。これらはグローバル化による社会経済構造の変化に対応するための全ての国民の課題でもある。

また、このような社会経済構造の変化の中で、持続可能で活力ある地域の形成も極めて重要かつ喫緊の課題である。大学が地域再生の拠点となるとともに、地域の未来を担う有為な人材の育成に責任を持つことが求められる。汎用的能力はこのような地域社会・経済を支える人材にとっても必要不可欠である。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

(学士課程教育の質的転換)

前述のとおり、我が国においては、急速に進展するグローバル化、少子高齢化による人口構造の変化、エネルギーや資源、食料等の供給問題、地域間の格差の広がりなどの問題が急速に浮上している中で、社会の仕組みが大きく変容し、これまでの価値観が根本的に見直されつつある。このような状況は、今後長期にわたり持続するものと考えられる。このような時代に生き、社会に貢献していくには、想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力が求められる。

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。

学生の主体的な学修を促す具体的な教育の在り方は、それぞれの大学の機能や特色、学生の状況等に応じて様々であり得る。しかし、従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学